

令和6年度第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月7日（火）13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 令和6年度最適化活動の目標設定等について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件
報告第3号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 97件
5. 出席委員 14名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、
14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 6番篠崎輝武
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第2回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、7番池田委員と9番石井委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農用地利用集積計画、議案第4号、農令和6年度最適化活動の目標設定等についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年4月30日午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、篠崎委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議　長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、私より意見発表いたします。

8番　番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は家徳字上南の現況畑、2筆合計882平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、ネギの作付けを予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に、申請番号2につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は小沼田字万関の田、366平方メートルの畑です。譲渡人は他に仕事があり、農業が困難になったため、譲受人は農業経営拡大のためと隣接農地を所有しているためです。営農計画においては、水稻を予定しています。4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議　長　次に、申請番号3につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番　番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は家之子字中台、770平方メートルの畑です。譲受人は隣接農地を所有しており農業経営拡大のため、譲渡人は現住所から遠く管理や耕作が困難なため、特に問題ないものと思います。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、正気郵便局の西、約250メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、福岡クリーンセンターの南西、約400メートルに位置しています。譲渡人は自己の経営する自動車整備業に専念するため、営農が困難になったため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。

場所は、千葉県農業大学の北西、約600メートルに位置しています。譲渡人は横芝光町に住んでおり、当該農地までが遠く、耕作が困難なため、譲受人は隣接農地を所有しており、農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻で、育苗のために使用するものです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間字六ツ島の田2筆、1、475平方メートルの農地です。転用の目的は、分譲6区画です。転用に伴う造成工事は、購入土による盛土で計画されています。排水については、雨水は隣接水路へ放流、汚水は公

共下水道を利用する計画です。令和6年4月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東小学校の南、約500メートルに位置しています。転用の目的は、敷地分譲6区画です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。

農政課より説明願います。

農政課 議案第3号、農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年第5次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第5次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容ですが、利用権の設定、6件、面積合計27,946平方メートルであります。設定期間としましては、10年となっております。1ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、2ページから6ページが提出のありました各筆明細書になります。10-1番は、正気の認定農業者への貸し付けの更新、10-2から10-5番は、源の農地所有適格法人への新規貸し付けです。続いて7ページですが、中間管理機構を介した10年の利用権設定の管理台帳、8ページから10ページが提出のありました各筆明細書になります。

10-6番は、福岡の認定農業者への新規貸し付けです。11ページ及び12ページには、利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われま。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。議案書は7ページ、資料は別紙の「令和6年度最適化活動の目標の設定等」になります。本議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、東金市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進状況その他農業委員会における事務の実施状況について」公表するため、その内容についてお諮りし、ご承認をいただくものでございます。なお、ご承認いただきましたら、法令の規定により「インターネットの利用等により公表しなければならない。」とされていることから、本日、ご承認をいただきましたら、速やかにホームページにおいて公表したいと考えております。

それでは、お配りしております「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の1ページをお願いします。「農業委員会の状況」でございますが、令和6年4月1日現在の「農業委員会の体制」と「農家・農地等の概要」を記載しております。2ページをお願いします。「最適化活動の目標」でございます。1の「最適化活動の成果目標」でございます。(1)は、農地の集積について定めたものとなります。現状及び課題については、記載のとおりです。本市の指針目標は、「千葉県農林水産振興計画」に定められた令和7年度末の目標値である51%を採用いたしました。令和6年4月1日現在の東金市における農地面積は3360ヘクタールであり、その51%は、約1714ヘクタールとなります。令和5年度末の集積面積は98

0ヘクタールでしたので、目標を達成するためには新規集積面積を2年間で約734ヘクタール増やす必要があります。以上のことから、大変厳しい目標となりますが、今年度の新規集積面積を367ヘクタールと設定しています。続いて、(2)の「遊休農地の解消」でございます。現状につきましては、1号遊休農地の面積は75ヘクタール、その内、草刈等により耕作可能となる緑区分の遊休農地が41ヘクタール、耕作を再開するために基盤整備等が必要な黄色区分の遊休農地が34ヘクタールでございます。目標でございますが、緑区分の遊休農地の解消目標は、国のガイドラインにおいて令和3年度末時点の遊休農地を5年で解消することとしていることから、令和3年度末の緑区分の遊休農地28ヘクタールを5年で解消するため、今年度は6ヘクタールと設定しております。また、黄色区分の遊休農地については、解消のための工程表の策定方針を定めるとされていることから、市の農政課との協議を実施するとしました。新規発生遊休農地につきましては、前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消を目標とするとされていることから、令和5年度に新たに確認できた緑区分の遊休農地9ヘクタールを解消目標として設定しております。3ページをお願いします。(3)の新規参入の促進でございます。現状及び課題については、記載のとおりです。目標値については、国のガイドラインにおいて令和3年度から令和5年度までの3年間に行われた権利移動の面積の平均の1割以上を設定することとされており、3ヶ年の平均が60ヘクタールであることから、その1割の6ヘクタールと設定しております。続きまして、2の「最適化活動の活動目標」について、ご説明申し上げます。(1)は、最適化推進活動を行う日数目標となります。国におきましては、標準活動日数を一月当たり10日と示しておりますが、本市におきましては、週2日を目安に一月に8日と設定いたしました。(2)は、「活動強化月間の設定目標」となります。ガイドラインでは、毎年度、活動強化月間として三月以上設定することとされており、本市におきましては、6月から7月を「未耕作地の早期発見と意向調査の月間」とし、11月から12月を「農地中間管理機構の啓発月間」として設定しました。(3)は、「新規参入相談会への参加目標」となります。ガイドラインでは、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するとされており、11月に予定される「千葉県農林業就業相談会」への参加を目標として設定しました。最後に別紙様式1(別表)をお願いいたします。ガイドラインでは、最適化活動を行う委員毎に目標を設定することが定められていることから、本市におきましては、農業委員と推進委員が連携して最適化活動に取り組むため、記載のとおり、33名すべての委員に目標を設定いたしました。表の左から説明いたします。担当区域につきましては、国の指示に従い委員名を記載せず、推進委員の担当区域番号の1番から順にアルファベットで表示しています。また、枝番が付いている区域については、1が推進委員、2若しくは3が農業委員を表しています。例えば、1番のA区域は城西地区の小野推進委員、2番のB区域は田間地区の工川推進委員、3番のC-1区域は嶺南地区の遠山推進委員、4番のC-2区域は片岡農業委員となります。担当区域の面積については、国の「耕地及び作付面積統計」による東金市の耕地面積3,360ヘクタールを農地台帳の面積を基に按分し

で算出しています。なお、同じ地区に農業委員と推進委員がいる場合は、農業委員は総会事務等があるため、その分を考慮して推進委員6割、農業委員4割として、按分計算しています。次の新規集積面積、集積面積の累計、集積率につきましては、令和6年度の全体目標値となるよう、それぞれの担当区域の面積に応じて設定しました。次に遊休農地の解消目標ですが、各区域の遊休農地の面積に応じて設定しました。次に新規参入貸付等同意面積ですが、全体の目標値を6ヘクタール以上とする必要があることから、一人当たり0.18ヘクタールを目標設定したものでございます。

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページから11ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。3月26日から4月25日までに受付した案件は4件です。相続により所有権を取得したもので、届出番号1、2、4については斡旋の希望はありません。届出番号3については斡旋の希望がございまして、後日担当委員さんにご連絡させていただきます。

議案書の12ページをお願いいたします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。3件の照会があり、現地調査を4月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、農地への復元が困難な状況であると判断し、全て「非農地」で回答したものでございます。

議案書の13ページから16ページをお願いいたします。

報告第3号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和6年1月26日、3月6日付けで東金市長より、農地97筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」または「一部非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年5月7日

議 長

議事録署名人

議事録署名人